

一般社団法人 白 聖 会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 白聖会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区富士見町28番1号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社員の交誼を密にし、兼ねて相互の発展を図るとともに、東京都立北豊島工業高等学校の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会報の作成
- (3) 研究会及び講演会の開催
- (4) 会員の福利厚生
- (5) 東京都立北豊島工業高等学校との連携と支援
- (6) 不動産賃貸業
- (7) その他前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

<http://www.hakuakai.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社員の種類及びその資格)

第5条 当法人の社員は、普通社員、特別社員及び名誉社員の3種類とし、次の資格を備える者とする。

- (1) 普通社員 東京府北豊島郡立滝野川商工学校・東京府立滝野川商工学校・同補習学校・東京府立商工学校・東京都立北豊島工業学校・東京都立北豊島工業高等学校の卒業生及び同校

に在学したことがある者で会長の承認した者

(2) 特別社員 前号に規定する学校関係職員及び職員であった者で会長の承認した者

(3) 名誉社員 第1号及び前号の社員より社員総会の決議により選任された者

(入社)

第6条 前条第1号に掲げる者は、当法人の入社手続を経て普通社員となる。

2 前条第2号に掲げる者は、当法人の入社手続を経て特別社員となる。

(経費等の負担)

第7条 普通社員は、別に定める会費を納付しなければならない。

2 納付した会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 次年度事業計画及び事業予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 名誉会長・副会長・部長・幹事・顧問・最高顧問並びに相談役の選任
- (9) その他一般法人法に規定する事項及び定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事会において選任された者がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事について、理事及び配偶者又は三親等以内の親族その他の特殊の關係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であることを要する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況報告を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の最終の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の最終の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条第1項で定める定款に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事は、第18条第1項に定める社員総会の決議で解任することができる。

2 監事は、第18条第2項に定める社員総会の決議で解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。 (報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面をもって議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の過半数であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令の定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈

与するものとする。

第9章 附 則

(事務局)

第44条 当法人は、東京都立北豊島工業高等学校の同窓会、白堊会と同様の事務局を置く。

2 事務局は、会長を補佐し、当法人の一切の連絡調整の事務を掌るものとする。

3 事務局に次の各号に定める4部を設置し、各部は各号に定める事務を分掌する。

- (1) 総務部 当法人の他部に属する事務以外の一切の事務
- (2) 文化部 文化事業に関する事務
- (3) 財務部 財務に関する事務
- (4) 広報部 会報の発行、その他広報活動に関する事務

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	齊藤 勇	寶田重夫	永田 昇
設立時代表理事	齊藤 勇 (東京都練馬区谷原5丁目29番7号)		
設立時監事	廣瀬一芳		

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	東京都板橋区中板橋20番5-701号
設立時社員	寶田重夫
住 所	東京都板橋区大原町17番2号
設立時社員	永田 昇

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上は、原始定款を令和元年11月1日臨時社員総会の決議において、定款第5条(社

員の種類及びその資格)、第10条(社員の資格喪失)、第18条(決議)、第22条(理事の職務及び権限)及び第24条(役員任期)の各条項を変更し、第6章を基金として新設して第36条(基金の拠出等)を追加し、第6章以下の章数を繰り下げ、第36条以下の条数を繰下げた現在の当法人の定款である。

令和2年1月22日

東京都板橋区富士見町28番1号

一般社団法人 白聖会

代表理事 齊藤 勇